

長期間働けなくなった時に…

団体長期障害所得補償

団体
割引 **15%** 適用

【長期補償プラン】 所得補償と合わせて安心! 所得補償と必ずセットでご加入ください。

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^(※1)を超えた場合に、最長6年間の長期間にわたり保険金をお支払いします。

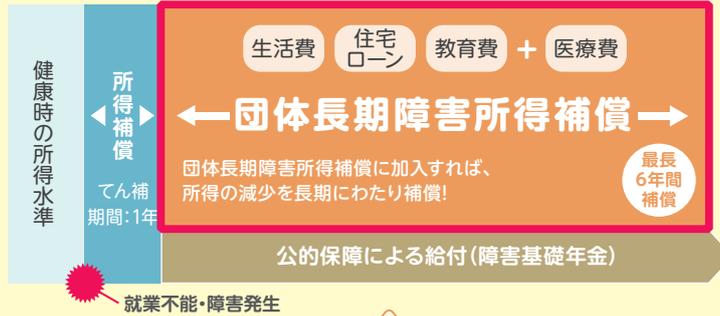
(※1) 保険金をお支払いしない期間をいいます。



補償イメージ(例)

病気やケガで
長期間働けなくなったとき
今の収入はどうなるんだろう?

先生方の公的保障には限界がございます。
万が一、長期にわたり医療行為ができなくなると経済的ダメージは相当大きなものとなります!



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。



だから 長期就業障害(所得の減少)を補償する「**団体長期障害所得補償 (GLTD)**」だと安心です。

POINT

● 認知症・メンタル疾患補償特約セット

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

● 長期的な補償!

所得補償は一時的な収入の減少を補てんする補償ですが、団体長期障害所得補償は1年以降の長期的な収入の減少を補てんする補償です。

● 「地震 噴火 津波」による病気やケガも補償します!(天災危険補償特約(団体長期障害所得補償用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

● 治療と仕事の両立支援特約セット

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により働けなくなり、早期に短時間勤務等で復職をした場合も、所定の要件を満たすときには保険金をお支払いします。^(※2)

(※2) 所定の要件については、お手続きサイトに掲載の「補償の概要等」の就業障害の定義をご確認ください。

● 団体契約だけ!

個人ではご加入いただけない、団体契約(同窓会)のみご加入可能な補償です。

● 一部復職後も対象!

免責期間(365日)経過後一部復職した場合も就業に支障があり、一定割合(20%)超の所得喪失がある場合、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

1口あたりの保険料表(月払)

記載のないタイプの保険料等詳細はP13をご確認ください。

- てん補期間(*1): 団体長期障害所得補償6年
- 免責期間(*2): 団体長期障害所得補償(365日)
- 引受対象年齢: 満69歳以下(新規加入の場合、満64歳以下、保険の対象となる方(被保険者)ご本人は会員本人に限ります。無給休職者も含みます。)
- 月額保険金額(支払基礎所得額): 1口10万円(上限口数30口まで)(*3)

(単位:円)

加入年齢		Lタイプ
		1口あたりの保険料(*4)
男性	20~24歳	320
	25~29歳	350
	30~34歳	410
	35~39歳	540
	40~44歳	920
	45~49歳	1,580
	50~54歳	2,700
	55~59歳	4,730
	60~64歳	8,300
	65~69歳	12,710

加入年齢		Lタイプ
		1口あたりの保険料(*4)
女性	20~24歳	200
	25~29歳	280
	30~34歳	420
	35~39歳	700
	40~44歳	1,260
	45~49歳	2,070
	50~54歳	3,300
	55~59歳	4,940
	60~64歳	7,490
	65~69歳	10,110

保険料計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年齢別の保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{ご加入口数} \\ \hline \square \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ご加入の保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

口数の決め方 平均月間所得額の範囲内(賞与を含む年収の1/12)を限度に設定してください。

支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額を超える場合には、平均月間所得額を支払基礎所得額としてお支払いする保険金の額を算出します。他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

●ご加入の月額保険金額(支払基礎所得額)は、平均月間所得額(*5)の範囲内、かつ、上限口数以下で設定してください。

(*1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間(ただし、団体長期障害所得補償においてセットされる認知症・メンタル疾患補償特約の対象となる精神障害については2年を限度にお支払いの対象となります。)

(*2) 保険金をお支払いしない期間

(*3) 口数の決定方法: 「平均月間所得額(*5)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(*4) 団体長期障害所得補償の保険料について、年齢によっては治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

(*5) 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得(*6)の平均月額をいいます。

(*6) 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

●同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。

●団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。